

～ 国土交通省共済組合からのお知らせ ～

虎の門病院受診時の選定療養費の負担について

現在、国家公務員共済組合連合会の直営病院（※別添参照）では、各病院が定めている初診時選定療養費は、国家公務員共済組合員及びその被扶養者の方については免除されていますが、「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律」の一部施行等に伴い、虎の門病院では、平成28年4月1日から次のとおり変更され、組合員等の皆さまにご負担が生じる場合がありますのでお知らせします。

※ 厚生労働省より省令改正、通知等が平成28年3月4日付で発出され、地域医療支援病院（一般病床が五百以上であるものに限る。【直営病院では虎の門病院が該当します】）及び特定機能病院は、厚生労働大臣の定める金額以上の金額の支払いを求めるとされました。

1. 虎の門病院における選定療養費の変更

	現 行	平成28年4月1日以降（組合員等の免除なし）
初診時選定療養費 （紹介状なし）	5,000円＋消費税 ※ 組合員等は免除	5,000円＋消費税 （歯科は3,000円＋消費税）
再診時選定療養費 （逆紹介後の受診）	設定なし	2,500円＋消費税 （歯科は1,500円＋消費税）

（注）虎の門病院を受診した方が、病状が安定したとして他の医療機関へ紹介を受けたにもかかわらず引き続き虎の門病院での受診を継続した場合、受診の際に再診時選定療養費をご負担いただくこととなります。

2. 虎の門病院において初診時選定療養費のご負担の対象となる方

- 虎の門病院を初めて受診される場合。
- 以前に虎の門病院を受診したことはあるが、すでに治療期間が終了した後に再び同じ科や別の科を受診される場合。（医師の指示による定期的なフォローは除きます）
- 前回と同一の病名・症状であっても、本人が任意に診療を中止し受診されていなかった場合。

3. 虎の門病院において初診時選定療養費のご負担が不要な方

- 他の医療機関等からの文書による紹介がある方。
- 救急の方。（緊急な診療を必要とされる方）
- 特定の疾病等により、各種公費負担医療の受給対象となっている方。
- 虎の門病院に通院中の方で、他の診療科を受診される方。
- 特定健康診査、がん検診等の結果により精密検査受診の指示を受けた方。（虎の門病院以外からの指示でも可）
- 外来受診から継続して入院した方。
- 労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の方。等

虎の門病院以外の直営病院（虎の門病院分院を含む）では、各病院が定めている初診時選定療養費について、平成28年4月1日以降においても組合員及びその被扶養者の方は免除となります。

国家公務員共済組合連合会直営病院

(平成27年12月現在)

札幌医療センター	札幌医療センター 斗南病院	東北公済病院	宮城野分院
水府病院	立川病院	九段坂病院	虎の門病院
虎の門分院	三宿病院	北陸病院	名城病院
東海病院	枚方公済病院	大手前病院	六甲病院
高松病院	広島記念病院	吉島病院	新小倉病院
千早病院	浜の町病院	新別府病院	熊本中央病院